

## 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策について

### 1 長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の取扱開始について

#### 【融資対象】

新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して減少することが見込まれること。

#### 【緊急資金繰り支援資金】

問い合わせ先：長崎県産業労働部経営支援課

TEL 095-895-2651

※ 詳細については、長崎県のホームページをご確認ください



### 2 危機関連保証制度について

中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

#### 【認定要件】

原則として、最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 15%以上減少することが見込まれること。

#### 【危機関連保証制度】

問い合わせ先：大村市商工振興課

TEL 0957-53-4111 (内線 249)

※ 詳細については、市のホームページをご確認ください



### 3 セーフティネット保証制度について

中小企業者の資金繰り支援措置です。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、セーフティネット保証 4 号及び 5 号の指定が決定しました。

#### 1) 第 4 号：突発的災害（自然災害など）

#### 【認定要件】

原則として、最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれること。

2) 第5号：業況の悪化している業種（全国的）

【認定要件】

- ・国が指定する業種に属する中小企業者であること
- ・最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること  
(時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可)

問い合わせ先：大村市商工振興課

TEL 0957-53-4111（内線249）

※ 詳細については、国が指定する業種は中小企業庁のホームページ、セーフティネット4号及び5号は市のホームページでご確認ください

【セーフティネット4号】



【国が指定する業種】



【セーフティネット5号】



#### 4 新型コロナウイルスの影響による経営の相談窓口の設置について

資金繰りなどに関する相談窓口を設置しております。

- ・中小企業支援制度全般

大村商工会議所

TEL 0957-53-4222

- ・資金繰り等に関する相談

制度融資取扱金融機関市内各支店

親和銀行、十八銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、

たちばな信用金庫、西海みづき信用組合

- ・県の相談窓口

長崎県産業政策課（経営支援一般）

TEL 095-895-2650

長崎県経営支援課（資金繰り一般）

TEL 095-895-2651

【その他相談窓口】



※ その他相談窓口等の詳細については、市のホームページをご確認ください。

## 5 その他の支援策等について

- ・雇用調整助成金の特例措置

一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの

問い合わせ先：長崎労働局職業対策課

TEL 095-801-0042

- ・小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

小学校等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成するもの

問い合わせ先：厚生労働省

TEL 03-5253-1111

- ・衛生環境激変対策特別貸付

一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方を対象とした、日本政策金融公庫の特別貸付制度

【要件】

- ① 最近 1 カ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して 10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること
- ② 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

問い合わせ先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

TEL 0120-154-505

上記を含む、その他の経営環境の整備、資金繰り等の支援策に関しては、経済産業省のホームページをご確認ください。

【その他支援策等】

